

【常駐規制】

○常駐規制とは、（物理的に）常に事業所や現場に留まることを求めている規制

○phaseの考え方は、以下のとおり

phase 1：法令等において、「常駐」を明記、あるいは法令には明記がないがガイドラインや運用等により実質的に義務化しているもの

phase 2：デジタル技術の活用等により、常駐規制が緩和されているもの

phase 3：常駐規制を課していないもの

No	対象法令、告示、通達等	規制等の内容概要	phase	備考	所管課	公表日
1	医療法第21条第1項第1号	病院における医師等の人員配置標準	3	-	総務課	令和5年3月31日
2	医療法第21条第2項第1号	療養病床を有する診療所における医師等の人員配置標準	3	-	総務課	令和5年3月31日
3	医療法施行規則第19条第1項第1号	病院における医師の人員配置標準	3	-	総務課	令和5年3月31日
4	医療法施行規則第19条第1項第2号	病院における歯科医師の人員配置標準	3	-	総務課	令和5年3月31日
5	医療法施行規則第19条第2項第1号	病院等における薬剤師の人員配置標準	3	-	総務課	令和5年3月31日
6	医療法施行規則第19条第2項第2号	病院等における看護師及び准看護師の人員配置標準	3	-	総務課	令和5年3月31日

7	医療法施行規則第19条第2項第3号	病院等における看護補助者の人員配置標準	3	-	総務課	令和5年3月31日
8	医療法施行規則第19条第2項第4号	病院等における栄養士の人員配置標準	3	-	総務課	令和5年3月31日
9	医療法施行規則第19条第3項第1号	病院等における診療放射線技師等の人員配置標準	3	-	総務課	令和5年3月31日
10	医療法施行規則第19条第3項第2号	病院等における理学療法士及び作業療法士の人員配置標準	3	-	総務課	令和5年3月31日
11	医療法施行規則第19条第4項	実地修練を行う病院等における人員配置標準	3	-	総務課	令和5年3月31日
12	医療法施行規則第21条の2第1項	療養病床を有する診療所における医師の人員配置標準	3	-	総務課	令和5年3月31日
13	医療法施行規則第21条の2第2項第1号	療養病床を有する診療所における看護師及び准看護師の人員配置標準	3	-	総務課	令和5年3月31日
14	医療法施行規則第21条の2第2項第2号	療養病床を有する診療所における看護補助者の人員配置標準	3	-	総務課	令和5年3月31日

15	医療法施行規則第21条の2第3項	療養病床を有する診療所における事務員その他従業者の人員配置標準	3	-	総務課	令和5年3月31日
16	医療法第22条の2第1項第1号	特定機能病院における医師、歯科医師、薬剤師、看護師の人員配置標準	3	常駐規制はないものの、必置規制（資格者など特定の者を、事業所や設備など特定の場所に配置することを義務付ける）には該当する	地域医療計画課	令和5年3月31日
17	医療法施行規則第22条の2第1項第1号	特定機能病院における医師の人員配置標準	3	常駐規制はないものの、必置規制（資格者など特定の者を、事業所や設備など特定の場所に配置することを義務付ける）には該当する	地域医療計画課	令和5年3月31日
18	医療法施行規則第22条の2第1項第2号	特定機能病院における歯科医師の人員配置標準	3	常駐規制はないものの、必置規制（資格者など特定の者を、事業所や設備など特定の場所に配置することを義務付ける）には該当する	地域医療計画課	令和5年3月31日
19	医療法施行規則第22条の2第1項第3号	特定機能病院における薬剤師の人員配置標準	3	常駐規制はないものの、必置規制（資格者など特定の者を、事業所や設備など特定の場所に配置することを義務付ける）には該当する	地域医療計画課	令和5年3月31日
20	医療法施行規則第22条の2第1項第4号	特定機能病院における看護師及び准看護師の人員配置標準	3	常駐規制はないものの、必置規制（資格者など特定の者を、事業所や設備など特定の場所に配置することを義務付ける）には該当する	地域医療計画課	令和5年3月31日
21	医療法施行規則第22条の2第1項第5号	特定機能病院における管理栄養士の人員配置標準	3	常駐規制はないものの、必置規制（資格者など特定の者を、事業所や設備など特定の場所に配置することを義務付ける）には該当する	地域医療計画課	令和5年3月31日

22	医療法施行規則第22条の2第1項第6号	特定機能病院における診療放射線技師、事務員の人員配置標準	3	常駐規制はないものの、必置規制（資格者など特定の者を、事業所や設備など特定の場所に配置することを義務付ける）には該当する	地域医療計画課	令和5年3月31日
23	医療法施行規則第9条の20の2第1項第4号	特定機能病院における医療提供に係る説明責任者の配置	3	常駐規制はないものの、必置規制（資格者など特定の者を、事業所や設備など特定の場所に配置することを義務付ける）には該当する	地域医療計画課	令和5年3月31日
24	医療法施行規則第9条の25第2号口	臨床研究中核病院における特定臨床研究の実施の支援に係る業務に従事する者の専任	3	-	研究開発政策課	令和5年3月31日
25	医療法施行規則第9条の25第3号口	臨床研究中核病院における統計的な解析等に用いるデータの管理を行う者の専任	3	-	研究開発政策課	令和5年3月31日
26	医療法施行規則第9条の25第4号イ	臨床研究中核病院における特定臨床研究において用いられる医薬品等の管理を行う者の専任	3	-	研究開発政策課	令和5年3月31日
27	医療法施行規則第9条の25第4号ロ	特定臨床研究に係る安全管理を行う者の専任	3	-	研究開発政策課	令和5年3月31日
28	医療法施行規則第9条の25第7号イ	臨床研究中核病院における知的財産の管理及び技術の移転に係る業務を行う者の専任	3	-	研究開発政策課	令和5年3月31日
29	医療法第22条の3第1項第1号	臨床研究中核病院における臨床研究に携わる医師等の人員配置標準	3	-	研究開発政策課	令和5年3月31日

30	医療法施行規則第22条の6第1項第1号	臨床研究中核病院における臨床研究に携わる医師又は歯科医師の人員配置標準	3	-	研究開発政策課	令和5年3月31日
31	医療法施行規則第22条の6第1項第2号	臨床研究中核病院における臨床研究に携わる薬剤師の人員配置標準	3	-	研究開発政策課	令和5年3月31日
32	医療法施行規則第22条の6第1項第3号	臨床研究中核病院における臨床研究に携わる看護師の人員配置標準	3	-	研究開発政策課	令和5年3月31日
33	医療法施行規則第22条の6第1項第4号	臨床研究中核病院における臨床研究の実施に係る支援を行う業務に関する相当の経験及び識見を有する者の専任	3	-	研究開発政策課	令和5年3月31日
34	医療法施行規則第22条の6第1項第5号	臨床研究中核病院における臨床研究に関するデータの管理に関する相当の経験及び識見を有する者の専任	3	-	研究開発政策課	令和5年3月31日
35	医療法施行規則第22条の6第1項第6号	臨床研究中核病院における生物統計に関する相当の経験及び識見を有する者の専任	3	-	研究開発政策課	令和5年3月31日
36	医療法施行規則第22条の6第1項第7号	臨床研究中核病院における薬事に関する審査に関する相当の経験及び識見を有する者の専任	3	-	研究開発政策課	令和5年3月31日

37	再生医療等の安全性の確保等に関する法律第43条第1項	特定細胞加工物の加工施設における管理者の設置	3	-	研究開発政策課	令和5年3月31日
38	医療法第10条第2項	病院等における臨床研修等修了医師、臨床研修等修了歯科医師の常駐	2	これまでも通知（※）で示しているとおり、原則として勤務時間中常勤であり、例外的に勤務時間中に当該医療機関を離れることを妨げるものではない。なお、この考え方は病院、特定機能病院、助産所においても同様である。 ※「診療所の管理者の常駐について」（令和元年9月19日医政発0919第3号医政地発0919第1号）	総務課	令和5年5月26日
39	医療法第10条第3項	病院等における臨床研修等修了医師の常駐	2	これまでも通知（※）で示しているとおり、原則として勤務時間中常勤であり、例外的に勤務時間中に当該医療機関を離れることを妨げるものではない。なお、この考え方は病院、特定機能病院、助産所においても同様である。 ※「診療所の管理者の常駐について」（令和元年9月19日医政発0919第3号医政地発0919第1号）	総務課	令和5年5月26日
40	医療法第10条第1項	病院等における管理者の選任	2	これまでも通知（※）で示しているとおり、原則として勤務時間中常勤であり、例外的に勤務時間中に当該医療機関を離れることを妨げるものではない。なお、この考え方は病院、特定機能病院、助産所においても同様である。 ※「診療所の管理者の常駐について」（令和元年9月19日医政発0919第3号医政地発0919第1号）	総務課	令和5年5月26日
41	医療法第10条の2第1項	特定機能病院における管理者の選任	2	これまでも通知（※）で示しているとおり、原則として勤務時間中常勤であり、例外的に勤務時間中に当該医療機関を離れることを妨げるものではない。なお、この考え方は病院、特定機能病院、助産所においても同様である。 ※「診療所の管理者の常駐について」（令和元年9月19日医政発0919第3号医政地発0919第1号）	総務課	令和5年5月26日

42	医療法第11条第1項	助産所における管理者の選任	2	これまでも通知（※）で示しているとおり、原則として勤務時間中常勤であり、例外的に勤務時間中に当該医療機関を離れることを妨げるものではない。なお、この考え方は病院、特定機能病院、助産所においても同様である。 ※「診療所の管理者の常駐について」（令和元年9月19日医政発0919第3号医政地発0919第1号）	総務課	令和5年5月26日
43	へき地保健医療対策事業について（平成13年5月16日医政発第529号）4（4）	へき地保健指導所における保健師の駐在	3	常時へき地保健指導所にとどまることを求めているものではなく、常駐規制を課していない。	地域医療計画課	令和6年3月4日
44	医療法施行規則第9条の8第1項第1号	病院等における責任者（医師又は臨床検査技師）の選任	2	原則として勤務時間中常勤であり、例外的に勤務時間中に当該病院等を離れることを妨げるものではない。	地域医療計画課	令和5年12月28日
45	医療法施行規則第9条の8第1項第3号	病院等における精度管理を職務とする者（医師、臨床検査技師）の選任	2	原則として勤務時間中常勤であり、例外的に勤務時間中に当該病院等を離れることを妨げるものではない。	地域医療計画課	令和5年12月28日
46	臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項第9号	衛生検査所における管理者（医師又は臨床検査技師）の選任	2	原則として勤務時間中常勤であり、例外的に勤務時間中に当該衛生検査所を離れることを妨げるものではない。	地域医療計画課	令和5年12月28日
47	臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項第11号	衛生検査所における精度管理責任者（医師又は臨床検査技師）の選任	2	原則として勤務時間中常勤であり、例外的に勤務時間中に当該衛生検査所を離れることを妨げるものではない。	地域医療計画課	令和5年12月28日
48	理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインについて3（1）	理学療法士作業療法士養成施設における教員の専任	3	その養成施設において、その分野を教授する者として専任するが、常駐規制を課していない。	医事課	令和5年12月28日
49	理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインについて3（6）	理学療法士作業療法士養成施設における実習調整者の専任	3	その養成施設において実習調整の任に当たることができる者として専任するが、常駐規制を課していない。	医事課	令和5年12月28日

50	診療放射線技師養成所指導ガイドラインについて6（5）	診療放射線技師養成所における放射線取扱主任者の常駐	3	その養成施設において放射線取扱の任に当たることができる者として専任しており、あらかじめ放射線取扱主任者の代理者を選任し、代理者が職務を代行している場合には常駐規制を課していない	医事課	令和5年12月28日
51	はり師及びきゅう師養成施設指導ガイドラインについて6（6）	はり師及びきゅう師養成施設における教員の専任	3	その養成施設において、その分野を教授する者として専任するが、常駐規制を課していない。	医事課	令和5年12月28日
52	はり師及びきゅう師養成施設指導ガイドラインについて6（11）	施術所等で臨床実習を行う場合における実習調整者の常駐	3	その養成施設において実習調整の任に当たることができる者として専任するが、常駐規制を課していない。	医事課	令和5年12月28日
53	はり師及びきゅう師養成施設指導ガイドラインについて9（4）ウ	施術所における臨床実習指導者の常駐	3	その施術所において実習指導の任に当たることができる者として専任するが、常駐規制を課していない。	医事課	令和5年12月28日
54	あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設指導要領について6（6）	あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設における教員の専任	3	その養成施設において、その分野を教授する者として専任するが、常駐規制を課していない。	医事課	令和5年12月28日
55	あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設指導要領について6（11）	あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設における実習調整者の常駐	3	その養成施設において実習調整の任に当たることができる者として専任するが、常駐規制を課していない。	医事課	令和5年12月28日
56	あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設指導要領について9（4）ウ	あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設における臨床実習指導者の常駐	3	その施術所において実習指導の任に当たることができる者として専任するが、常駐規制を課していない。	医事課	令和5年12月28日